

第25回山形地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成27年9月11日（金）午後1時30分から午後3時まで

第2 場所

山形地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員） 石塚久子，板垣博之，後藤雅喜，齋藤哲也，佐藤祐嘉，
鈴木啓祐，相馬周一郎，曾我学，高倉新喜，高橋健，
林正彦（委員長），布施信男，矢野秀弥，吉川浩平
（敬称略，五十音順）

（列席職員） 渡部裁判官，長沼事務局長，柴山民事首席書記官，
金澤事務局次長

（庶務） 岩田総務課長，小財庶務係長，大友庶務係長

第4 議事

- 1 新任委員挨拶（石塚委員，板垣委員，後藤委員，齋藤委員，鈴木委員，曾我委員，高倉委員，高橋委員，吉川委員）
- 2 「民事裁判における専門的知見の活用について」
 - 専門委員制度の概略，専門委員の活用状況等についての説明（渡部裁判官）
 - 意見交換
別紙のとおり
- 3 次回の予定等
 - 開催日時
平成28年2月26日（金）午後1時30分
 - テーマ
未定（委員長に一任）

(別紙)

<主な意見>

(◎委員長, ○委員, ●説明者(委員), ■説明者(列席職員))

- 専門委員に任期はあるのか。
 - 通常、任期は2年であり、再任されることもある。専門委員は、この任期中、裁判所の決定により、専門的知見が必要となる事件の手續に
関与することになる。
- 専門委員の報酬は日額で支払われるのか。
 - 専門委員として執務をした場合には、執務時間に応じて報酬が支払わ
れる。
- 専門委員の話した内容は証拠にならないという点について、詳しく説
明してもらいたい。
 - 民事裁判では、争いのある事実について各当事者が証拠を使って証明
していくことになるが、専門委員の発言や説明はこれらの証拠にはな
らない。審理の筋道を立てやすくするために、専門委員にはあくまで
アドバイザー的な立場で関与してもらうことになる。
- 例えば、住宅の雨漏りが原因で裁判になった場合などに、一般的に雨
漏りはどのような時に生じるのかを専門委員に伺い、今後どのような
ことを審理していかなければならないかを検討することになる。つま
り、専門委員の説明をもとに何かを判断するのではなく、専門委員の
説明により審理の道筋が見えてくるというイメージである。
- 専門委員が説明したことは記録に残らないのか。
 - 残すこともあれば残さないこともある。また、記録に残す場合にどの
ようなかたちで残すかについても運用が定まっているわけではない。
- 民事事件で争点を設定するのは当事者だと思うが、当事者が気付いて
いなかった点が専門委員の説明をきっかけに争点になったという場合

には、どのような扱いになるのか。

- 専門委員に説明を求める事項を検討するに当たっては、そのような点に話が及ばないように気を付けている。あくまでも裁判所が伺いたい点について質問し、答えてもらうようにして、専門委員が積極的に争点を作っていくような運用にならないよう留意している。
- 運用に留意していることは理解できるが、結果的にそうなってしまった場合、裁判の勝ち負けにも影響し得る問題なので、制度としてどうなのかと疑問を持ってしまう。
- 専門委員の説明を契機として、原告と被告が新たな主張を出すということが起こり得るとしても、専門委員の説明によって結論が左右されるということにはならない。
- これまでの話を聞いて、専門委員の言動により新しい問題が浮かび上がってくるような事態が生じた場合には、当事者間の公平や裁判の公正を害し、当事者の信頼が揺らぐことにもなりかねないと思われるので、制度の運用には注意しなければならないと感じた。
- 専門委員の関与は、一人の場合と複数の場合のどちらが多いのか。
- これまでに経験した医療訴訟では、一人の専門委員が関与した例の方が多かったように思う。ただし、診療の経過によっては、複数の診療科目にまたがって問題となることも考えられるので、そのような場合には、複数の専門委員から説明を受けるということもあり得ると思われる。
- 専門委員の発言は意見ではなく説明だということは理解したが、そうだとすると、複数の専門委員から説明してもらった方がよいのではないかと思う。